

議案第3号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月29日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

職員の懲戒の手續について、懲戒処分の内容を記載した書面の交付を受けるべき職員の所在を知ることができない場合における書面の交付手續を定めるため、条例の一部を改正するものである。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和46年富津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の書面の交付は、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を富津市公告式条例（昭和46年富津市条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもって交付に代えることができる。この場合においては、その掲示の日から2週間を経過した時に書面の交付があったものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。